

平成 29 年度長野県
障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け
相談支援従事者初任者研修講義部分（2 日間）
実 施 案 内

（必ず全てお読みください。）

当協会は、「指定障害福祉サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）に規定するサービス管理責任者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、標記研修を実施いたします。

本研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の相談支援従事者初任者研修講義部分の研修になります。

サービス管理責任者等研修の 3 日間課程と併せて受講することが、サービス管理責任者等となる要件の一つとなります。

下記内容にご留意いただいた上で、お申し込みください。

なお、今年度のサービス管理責任者等研修（3 日間）の実施予定は、同封の日程表をご参考ください。

⑨ 注 相談支援従事者初任者研修受講修了者及び、過去にサービス管理責任者等研修を修了した方は、本研修（講義部分）を受講する必要はありません。

1. 目的

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2. 対象者

指定障害福祉サービス事業者において、サービス管理責任者等として配置しようとする者

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を受講希望される方は、「障がい者相談支援従事者初任者研修か相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了している方が、受講資格があります。

※参考：サービス管理責任者等研修分野の、事業内容表

障害福祉サービスの種類【研修分野】
<p>【介護：第1分野】 療養介護、生活介護</p> <p>【地域生活（知的・精神）：第2分野】 自立訓練（生活訓練※宿泊型を含む）、 共同生活援助</p> <p>【就労：第3分野】 就労移行支援、就労継続支援</p> <p>※【児童発達支援管理責任者】 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス 保育所等訪問支援、障害児入所支援（福祉型・医療型）</p>

※【地域生活（身体）分野】自立訓練（機能訓練）の研修は、本年度は実施いたしません。

※下記の事業は、該当しません。

- ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、重度障害者等包括支援

3. カリキュラム

◎相談支援従事者初任者研修（講義部分） 2日間

障害者総合支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	6.5 時間
ケアマネジメントの手法に関する講義	2 時間
障害者の地域支援に関する講義	3 時間

詳細は別紙1をご覧ください（ホームページに掲載します）

4. 開催日程 ◎定員：300名

	松本会場（松本市）	会場（松本市）
相談支援	12月14日（木） 12月15日（金）	松本市浅間温泉文化センター

詳細はこちらをご覧ください（日程表・会場の地図添付）（ホームページに掲載します）

5. 受講の申込み及び決定

下記の申込書をダウンロード・記入の上、

- 相談支援従事者研修（講義部分）（申込書・様式1）

※申込締切り 平成29年11月14日(火)着厳守

上記期限までに、当協会あてに、**FAX・メール・郵送**で申し込んでください。

申込専用 FAX : 026-213-7345

申込専用 mail : sshc7345-db@mx1.avis.ne.jp

なお、mail は申込専用のため、お問い合わせには返信できませんのでご注意ください。また、添付ファイルは Word・PDF に限らせていただきその他のファイル形式は内容を確認せず破棄しますのでご了承ください

※県外から当研修を受講希望の方は、お申し込みはできますが、長野県内の方が対象の研修になりますので、定員より多くお申し込みがあった場合は、お断りすることもありますのでご了承ください。

【 問合せ先および郵送申込先 】

〒381-0034

長野市大字高田 941-5（社福・信濃の星 共同研修センター内）

特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会 事務局 あて

TEL : 026-225-9010（担当：中澤・米山）

FAX : 026-225-9011

研修専用携帯 : 080-6932-7844（米山）

【問合せ時間】 10:00～17:00(土・日・祝日を除く)

e-mail : nagano-s-s-a@mx1.avis.ne.jp

なお、受講の可否は後日郵送いたします。

※決定通知書の発送は、11月21日～11月25日頃予定しております。

※12月1日(金)までに決定通知書不達の場合、上記事務局までご連絡ください。

※申込時の不備や申込締め切り後に申し込まれた方は、

受講できないことがありますのでご了承ください。

6. 受講料

- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け
相談支援従事者初任者研修【講義部分】受講者

非会員 ¥8,000

正会員（29年度） ¥6,000

賛助会員（29年度） ¥7,200

但し、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者が負担してください。

7. 受講料のお支払い方法

- ご請求書は決定通知書に同封いたします。

指定の締め切り期日までに、指定の口座に直接お振り込みをお願いします。

（振込手数料は申込機関にてご負担ください）

- 振込者名は「〇〇法人 △△福祉会」とはせず「△△福祉会」としてください。

（記帳した際に名称が長いと省略されてしまうため）

8. キャンセルについて

やむを得ずキャンセルされる場合、**研修前日の夕方 5 時**までにお送りいただいた申込書の余白に「キャンセル」と記入し、必ずFAXにて研修専用申込 FAX 番号までご連絡をお願いします。（FAX番号：026-213-7345）

研修前日までのご連絡につきましては、キャンセルされる方の振り込まれた受講料は振込手数料を差し引き、返金させていただきますが、**研修当日**の場合には承れませんのでご了承願います。

9. 修了証

後日、修了者に対して、氏名等必要事項を記載した修了証を交付します。

ただし、本研修は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修受講者向け研修であり
相談支援従事者としての資格を証明する研修及び修了証ではありません。

10. その他

- （1）理由の如何に関わらず、研修開始から 15 分以上遅刻した場合は欠席とします。
- （2）学習意欲が著しく欠け修了の見込みがないと判断される者、研修の秩序を乱し受講生としての本分に反した者等は受講を取り消すことがあります。